

## 島田市基本計画の議決に関する条例

### (目的)

第1条 この条例は、基本計画（地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第4項の基本構想に基づき市政の全般にわたる基本的な方針を体系的に定める計画をいう。以下同じ。）の策定等について、同法第96条第2項の規定に基づき議会の議決すべき事件として定めることにより、市民の意見を計画に反映させ、市政の公正性及び透明性を高めることを目的とする。

### (議決)

第2条 市長は、基本計画の策定又は変更（軽微な変更を除く。）をしようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

### 附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。